

大規模災害発生時における占有物件の復旧に関する取扱いについて

令和8年8月14日

本市が管理する道路において、大規模災害等により市民生活に不可欠なライフラインとなる道路占有物件が多数被災した場合、その復旧が極めて緊急を要する事態を鑑み、下記のとおり取扱うこととする。

記

1 占有物件の仮復旧工事に伴う取扱い

(1) 道路占有等許可申請について

仮復旧工事を実施する際の道路占有等許可申請については、工事の前に豊橋市へ連絡する場合に限り、申請書類の提出を事後とすることができる。ただし、通信手段を確保することが困難な場合は、安全に細心の注意を払いながら工事を行うこととし、通信手段が確保できる状況になった場合、直ちに連絡すること。また、申請書類は整い次第、速やかに提出すること。

(2) 仮設工法の採用について

仮復旧工事については、各種技術基準による一時的な仮設工法（露出配管、浅埋配管等）を必要に応じて採用することができる。ただし、一般交通の妨げになる場合は採用できないものとする。

(3) 仮復旧材料について

仮復旧工事に伴う埋戻しについては、発生土及び発生路盤材、並びに常温合材を必要に応じて使用することができる。

(4) 廃止管路の一時残置について

仮復旧工事の際、占有を廃止することとした埋設管路等については、本埋設などによる撤去が可能となる時期まで一時的に残置することができる。

(5) 復旧作業について

仮復旧工事をする際、二次災害が発生しないよう対策を行うこと。

2 占有物件の本復旧工事に伴う取扱い

占有物件の本復旧工事については、上記1の取扱いは適用しない。本復旧工事が可能となった時点で、道路占有許可基準等に従い、道路復旧方法等について事前に道路管理者と協議すること。

3 適用範囲

本取扱いは、災害時の早期復旧作業が特に必要と判断される関係事業者（例：上下水道、ガス、電気、通信等）にのみ適用するものとする。

豊橋市役所土木管理課